

LINEヤフー労働組合同規約

第1章 総則

第1条（名称）

本組合は、「LINEヤフー労働組合」と称し、以下「組合」とする。

第2条（所在地）

組合の主たる事務所を東京都千代田区神田駿河台3-6 全電通労働会館4階 情報労連関東信越ブロック支部内に置く。

第3条（上部団体）

組合の上部団体は情報産業労働組合連合会（情報労連）とする。

第4条（目的）

組合は、組合員の労働条件の維持、および改善、ならびに、経済的・社会的地位の向上を図ることを目的とする。

第5条（活動）

組合は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1 団体交渉を通じた労働条件の維持、および改善
- 2 労働協約の締結、および改定
- 3 組合員の教養、および文化の向上
- 4 組合員およびその家族の福利厚生ならびに共済事業
- 5 同一目的を有する他団体との連携および協力
- 6 その他、組合の目的達成に必要な活動

第2章 組合員

第6条（組合員の範囲）

組合の組合員は、以下の条件を満たす者とする。

- 1 LINEヤフー株式会社および、同社が過半数の株式を保有または支配している関連企業に雇用されている者
 - 2 正規雇用・非正規雇用（契約社員・パートタイマー・アルバイト・嘱託社員等を含む）の従業員
- ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
- 1 部長職以上の者、または会社の経営利益を代表し、労務管理に関与する地位にある者
 - 2 解雇その他の処分により係争中の者のうち、組合が加入を認めないと判断した者
 - 3 人事労務に関する業務に従事し、採用、異動、評価、懲戒などの労務管理に直接関与する地位にある者であって、組合が中立性の観点から加入を不相当と判断した者

第7条（資格の平等）

すべての組合員は、いかなる場合においても、人種、信条、性別、性的指向、性自認、門地または社会的身分等を理由として、差別的な取扱いを受けることはない。

第8条（権利）

組合員は平等に、次の権利を有する。

- 1 組合員はすべての活動に参加し、また組合の利益を受けること。
- 2 組合のすべての問題について自由に意見を述べ、かつ、議決に参加すること。
- 3 役員の選挙権および被選挙権を有し、役員に選出された場合には就任すること。
- 4 規約に定める正当な手続きを経ることなく、除名、権利停止等の不利益処分を受けないこと。
- 5 会計の帳簿および組合に関する書類を閲覧すること。
- 6 組合の役員および機関を弾劾すること。

第9条（義務）

組合員は平等に次の義務を負う。

- 1 規約を遵守し、組合による決定に従うこと。
- 2 所定の組合費および臨時賦課金等を、クレジットカード決済または銀行振込決済のいずれかの方法により、期限までに納入すること。なお、既に納入された組合費等については、原則として払戻しは行わない。ただし、やむを得ない事情があると組合が認めた場合に限り、その一部または全部の払戻しを行うことがある。
- 3 組合員の資格を失った場合において、組合に対する未済債務がある場合は、速やかに返済しなければならない。

第 10 条（加入）

組合に加入しようとする者は、組合所定の方法により組合に申込みを行い、執行委員会の承認を得なければならない。

執行委員会は、加入申請に対し、合理的理由なく拒否をしてはならない。

第 11 条（脱退）

組合員が、組合を脱退しようとする場合は、その理由を記載した届出を、組合所定の方法により執行委員長に提出し、執行委員会の承認を得なければならない。

執行委員会は、脱退の届出に対し、合理的理由なく脱退を拒んではならない。

脱退者に未納の組合費がある場合は、これを清算するものとする。

脱退後は組合に対する一切の権利を失う。

第 12 条（休止または一時停止）

組合員が、組合の活動を休止または一時的に停止する必要があるときは、執行委員長に申し出て、その理由および期間について承認を得なければならない。

ただし、緊急やむを得ない事情がある場合は、事後に執行委員長の承認を受けるものとする。活動を再開する際も、執行委員長に申し出てその承認を得なければならない。

第 13 条（資格の喪失）

組合員は次の各号のいずれかに該当した場合に、組合員たる資格を喪失する。ただし、解雇に関して係争中である場合は、当該係争が解決するまでその資格を失わないものとする。

- 1 会社と雇用関係が消滅したとき（退職等）
- 2 第 6 条に規定する非組合員の地位に該当したとき
- 3 第 9 条第 1 項または第 2 項に違反したとき
- 4 組合を除名されたとき
- 5 組合の脱退が認められたとき
- 6 死亡したときただし、休職中または長期の療養等により雇用契約が継続している場合は、この限りではない。

第3章 組織

第1節 役員

第14条（種類）

組合に次の役員を置くものとする。

執行委員長 1名

副執行委員長 若干名

書記長 1名

執行委員 若干名

会計監査 2名

第15条（役員の権利義務）

役員はすべて本規約に定める職務を誠実に遂行する義務を負い、その遂行にあつたて他者から妨害されることなく職務を行う権利を有する。

1 執行委員長

組合を代表し、組合業務の統括、財産の管理、その他組合に関する全般の責任を負う。

2 副執行委員長

執行委員長を補佐し、執行委員長が不在または職務遂行が困難な場合は、その職務を代行する。

3 書記長

日常的な事務業務を担当し、組合の各種記録や通知の作成・管理を行う。

4 執行委員

執行委員長の指示のもと、担当する職務を分担し、組合運営に必要な業務を遂行する。

5 会計監査

役員の業務および組合の会計を監査し、業務・財務が適正に行われているか確認し、報告する。

第16条（役員の任期）

役員の任期は、定期大会の開催日から、次期定期大会の開催日までとし、再任を妨げない。

1 役員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充することができる。

2 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第2節 選挙

第17条（選挙方法）

組合の役員は、代議員による投票によって選出するものとする。

なお、選挙の詳細は手続および方法については、別に定める『役員選挙規程』による。

第3節 機関

第18条（種類）

組合に次の機関を置くものとする。

- 1 大会
- 2 執行委員会

第19条（大会）

大会は組合の最高決議機関であって、代議員によって構成する。

- 1 大会は定期大会と臨時大会とする。
- 2 定期大会は毎年1回10月に開催し、執行委員長は期日の14日前までに、開催方法および議事項目を示して招集する。
- 3 全組合員の3分の1以上の要求があった場合、または執行委員会が必要と認めた場合は、臨時大会を招集しなければならない。
- 4 大会代議員は各職場（部または事業所）より選出する。
選出人数については、下表の各職場の組合人数に対応する。

職場在籍組合員数	選出大会代議員
30人以下	1人
31人以上、50人以下	2人
51人以上	3人

第20条（大会付議事項）

以下の事項はすべて大会に付議しなければならない。

- 1 運動方針および年度計画
- 2 予算案および決算報告の承認
- 3 役員の選任及び解任
- 4 上部団体への加入および脱退
- 5 組合の統合及び解散
- 6 争議行為の決定及び終結
- 7 労働協約の締結、改訂および廃止

- 8 規約および諸規定の制定、改訂および廃止
- 9 闘争資金の積立及び運用
- 10 組合員の表彰及び制裁
- 11 特設した基金の流用
- 12 その他、組合の目的達成に必要と執行委員会が認めた事項

第 2 1 条（大会成立定数）

大会は、委任状を含め、代議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

第 2 2 条（委任）

代議員は、やむを得ない事情により大会に出席できない場合、出席できない理由を記載した委任状を、組合所定の方法により議長宛てに提出することにより、出席したものと見なすことができる。

第 2 3 条（議決）

大会付議事項の議決については、出席代議員の過半数の賛成を要し、可否同数のときは議長がこれを決める。

議決はすべて、投票または挙手により行うものとする。

第 2 4 条（議長の選出）

大会の議長は、代議員の互選により選出する。

第 2 5 条（執行委員会）

執行委員会は、組合の執行機関であり、役員全員をもって構成し、執行業務について協議・決定する。

第 2 6 条（執行委員会の招集）

執行委員会は、執行委員長が必要に応じて招集して開催する。ただし、次の場合には臨時に開催しなければならない。

- 1 執行委員 3 分の 1 以上の要求があったとき。
- 2 執行委員長が必要と認めたとき。

第 2 7 条（緊急処理）

執行委員会は、緊急な事態が発生し、かつ大会を開催することが困難な場合は、大会の議決を経ることなく、これを処理することができる。ただし、その処理については、次の大会において承認を得なければならない。

第4章 会計

第28条（経費）

組合の経費は、組合費、寄附金およびその他の収入をもって充てる。ただし、寄附金を受ける場合には、執行委員会の承認を要する。

第29条（組合費）

この組合の組合費は、以下の2区分とする。

年収300万円以上：2,500円／月

年収300万円未満：1,500円／月

ただし、大会の決議により臨時に組合費を徴収することができる。

組合費は、組合の活動に必要な経費に充てるものとし、主に以下の目的で使用する。

- 1 組合活動に係る事務費（通信費、印刷費、消耗品費等）
- 2 大会、委員会、各種会議等の開催に要する費用
- 3 役員および代議員等の交通費および会議費
- 4 上部団体への納入金または関連団体との連携費用
- 5 労働争議または交渉活動に関連する費用および積立金
- 6 福利厚生・研修・教育活動に関する費用
- 7 その他、組合の目的達成に必要と執行委員会が認めた費用

使用の詳細は執行委員会が決定し、予算および決算として大会に報告・承認を受けるものとする。

組合費は、毎月1回、継続的に納入しなければならない。

納入が2か月以上滞った場合、執行委員会は当該組合員に対し、書面または電子的手段により催告を行う。催告後も3か月以上納入がない場合には、執行委員会の決議により、組合員資格の停止または除名の手続きをとることができる。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りでない。

第30条（会計年度）

会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第31条（闘争資金の運用）

闘争資金は大会承認を得て運用することができる。

第32条（会計監査）

この組合のすべての会計は、会計年度ごとに会計書類を作成し、会計監査人の証明書を付して定期大会に報告し、承認を受けなければならない。

第5章 争議行為

第33条（争議）

争議行為の開始は、全組合員の投票による過半数の賛成をもって決定する。

第6章 統制

第34条（制裁）

組合員が次の行為をしたときは、大会の議決により行うことができる。

- 1) 著しく組合の利益を損する行為をしたとき
- 2) 組合の統制を乱した行為をしたとき
- 3) 組合の名誉を著しく汚したとき
- 4) 正当な理由なく組合費を3か月以上滞納したとき

懲戒の種類は次の三種とする。

- 1) 戒告
- 2) 権利停止
- 3) 除名

第35条（弁明）

前条の決議に際して、当該組合員はあらかじめ各種機関において弁明の機会を与えられなければならない。

第36条（役員の制裁）

役員の制裁については第33条、第34条を準用する。

役員の制裁についての告発もしくは申請のあったときは執行委員会または大会で組合員若干名を審査委員に任命し、問題の真相を公平に審査し、その報告にもとづいて制裁を決定する。

第7章 規約改正と解散

第37条（規約の改正）

規約の改正は、代議員の投票による過半数の賛成を得なければならない。

第38条（解散）

組合の解散は、全組合員の直接無記名投票による4分の3以上の賛成があったときにのみ行うことができる。

附則

第39条（規程類）

この規約を実施するために必要な規程類は別に作成し、大会の承認を得なければ効力を生じない。

第40条（施行）

- 1 この規約は2012年3月7日より施行する。
- 2 2012年10月14日より一部改正し施行する。
- 3 2014年1月28日より一部改正し施行する。
- 4 2019年12月10日より一部改正し施行する。
- 5 2023年10月17日より一部改正し施行する。
- 6 2025年10月26日より一部改正し施行する。